

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当該の翌日)

鳥取県告示第五百七十三号

倉吉市が行う土地改良事業に係る志津谷平地区の換地計画の認可申請について、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農村整備課）

保安林の指定予定（造林課）

保安林の指定の解除予定（三件）（〃）

区画漁業権の免許の内容たるべき事項等（水産課）

遊漁規則の変更の認可（〃）

土地収用法による事業の認定（管理課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

◇海区漁業調整委告示 ひきなわ釣漁業の操業に関する指示

すくい網漁業の操業に関する指示

◇内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止

昭和六十三年度内水面第五種共同漁業者に
係る増殖目標量

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する場所

昭和六十三年六月一日から二十日間

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

告示

昭和六十三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

氣高郡鹿野町大字鷺峰字鷺峰山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（イ）主伐は、択伐による。

（ロ）主伐として伐採をことができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ハ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字牛子山一三六七の一・一三六八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡西伯町大字東上字奥山一八八五の三一・一八八五の四七（以上

二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百七十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 公示番号

海区第一号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年五月三十一日

鳥取県告示第五百七十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定期日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 第一種区画漁業

漁業の名称 ぶり・ぎんざけ・にじます・たい・ひらめ・あじ小割

式養殖業

漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

境港市地先

(三) 漁場の区域

一 解除予定に係る保安林の所在場所
氣高郡青谷町大字桑原字飯盛山八四五の四・字フタマタ八五一の二から八五一の四まで・字長坂八五二の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

次のアからオまでを順次に直線で結んだ線及びアとオを直線で結んだ線によつて囲まれた区域

基点第三十五号 境港防波堤先端燈台

ア 基点第三十五号から一二八度三〇分（真方位とする。以下同じ。）三、八三〇メートルの点

イ 基点第三十五号から一三七度四、三八〇メートルの点

ウ 基点第三十五号から一四六度三、八七〇メートルの点

エ 基点第三十五号から一四二度三〇分三、五七〇メートルの点

オ 基点第三十五号から一三〇度四五分三、六五〇メートルの点

制限又は条件

敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別できるような標識を設置しなければならない。

免許予定日

昭和六十三年九月一日

申請期間

昭和六十三年六月一日から同年七月二十日まで

地元地区

境港市

存続期間

昭和六十三年九月一日から昭和六十八年八月三十一日まで

鳥取県告示第五百七十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百一十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合
米子市熊党三二三一一

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第三号

三 認可に係る変更の内容

次のとおり遊漁料の額を改めること。

漁具又は漁法	期間		現 行	遊 漁 料
	年間	三、五〇〇円		
さお釣り及び手釣り 手押、たも網及び投網（ さお釣り及び手釣りに併 用することができる。）	年間	七、〇〇〇円	四、〇〇〇円	改正後
		八、〇〇〇円		

四 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和六十三年六月一日

鳥取県告示第五百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十三年四月二十六日 鳥取県指令受都計三一一第七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市正蓮寺字下り井手
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市吉成四二一六八
浦田敏夫

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第二号

- 鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。
- 昭和六十三年五月三十一日
- 鳥取海区漁業調整委員会会長 兮 金 幸 男

鳥取県告示第五百八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月三十一日

ひきなわ釣漁業については、海岸線上における鳥取市と岩美郡福部村との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海域のうち海岸線から千五百メートル以内の海

域においては、昭和六十三年六月一日から同年八月三十一日までの間は、操業してはならない。

鳥取海区漁業調整委員会告示第三号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

昭和六十三年五月三十一日

鳥取海区漁業調整委員会会长 兜 金 幸 男

操業の承認

西伯郡阿弥陀川河川中央から正北の線以東の鳥取県海面において、昭和六十三年六月一日から同年八月三十一日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

一 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつては、当該漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあつては、当該漁業の実績を有する者とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数十トン未満の漁船

(3) 承認を受けた者の操業の条件

(1) 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。

(2) 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

(3) 共同漁業権区域内で操業しようとする者は、漁業権者の同意を得なければ操業してはならない。

(4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。

(5) 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を、委員会に提出しなければならない。

二 承認の取消し

この承認の内容に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和六十三年五月三十一日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号
 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が昭和六十三年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

採捕を禁止する河川

禁止する漁法

禁止する期間

一千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）

竿釣、投網及び引懸（ゾロ）

昭和六十三年六月一日から同月十九日正午まで

二 千代川水系に係る河川（一に定める区域を除く。）

投網及び引懸（ゾロ）

昭和六十三年六月一日から同月十五日正午まで

三 天神川水系に係る河川

昭和六十三年六月一日から同月十五日正午まで

四 日野川水系に係る河川

昭和六十三年六月一日から同月十五日正午まで

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

勉

第五種共同漁業権者		免許番号		漁業権者の名称		漁場の区域		増殖の放流		標量	
内五号共	内四号共	内三号共	内二号共	内一号共	同天神川漁業協同組合	千代川漁業協同組合	千代川漁業	あゆ(千尾)	種苗の放流	目	標準
同東郷湖漁業協同組合	同湖山池漁業協同組合	日野川水系漁業協同組合	に日野川水系	に天神川水系	に千代川水系	に千代川水系	に千代川水系	にじます(千尾)	稚魚の放流	目	標準
東郷湖	湖山池		七五〇	二五〇	七五〇	一〇	一〇	びいわなめ及(千尾)	稚魚の放流	目	標準
			一〇	一〇	一〇	六〇	二〇	あまご性(千尾)	稚魚の放流	目	標準
				一〇	一〇	一〇	一〇	こい(千尾)	稚魚の放流	目	標準
				一〇	一〇	五〇	五	ふな(ラキロング)	稚魚の放流	目	標準
			二五	六〇	六〇	七〇	五〇、〇〇〇	わかなぎ(千粒)	稚魚の放流	目	標準
			一〇〇	一〇〇〇	六〇〇	六〇〇	二、〇〇〇	(平トルメ)の造成床おの	稚魚の放流	目	標準
			四〇〇	六〇〇	六			(平トルメ)の造成床おの	稚魚の放流	目	標準
								いぼらの稚魚せ(回)	稚魚の放流	目	標準

備考 にじます種苗及び河川に放流するこい種苗は、体長十センチメートル以上のものとする。